

栃木県北部・中部エリアにおける 電源接続案件募集プロセスの概要について

【説明会資料】

平成28年1月26日・29日
東京電力株式会社

本資料は、「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス募集要領（東京電力株式会社 平成27年12月25日）」を抜粋・要約したものですので、詳細につきましては、元の文書をご参照ください。

I 当社からのご説明

1. 電源接続案件募集プロセス実施の背景
2. 募集対象工事の概要
3. 電源接続案件募集プロセスの概要
4. 具体的な手続き
5. 工事費負担金について
6. 書類提出先・お問い合わせ
7. その他留意事項

II 質疑・応答

1. 電源接続案件募集プロセス実施の背景

2

栃木県北部・中部エリアでは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入以降、再生可能エネルギー発電事業者さまからの連系希望が急増。

平成26年7月迄の受給契約受付分で、同エリアを供給する新栃木変電所「500kV／154kV変圧器」の送電容量の上限に到達。

以降の連系については大規模な送電容量対策工事が必要となり、工事費負担金が高額となることから単独の事業者さまの費用負担を前提とした系統連系が困難な状況

こうした状況に対応するため、国などでも当該系統における系統連系の進め方に関する議論が行われ、以下が整備

- ・電力広域的運営推進機関により「電源接続案件募集プロセス」のルール化(H27/4)
- ・資源エネルギー庁より上位系統の費用負担に関するガイドラインの公表(H27/11)

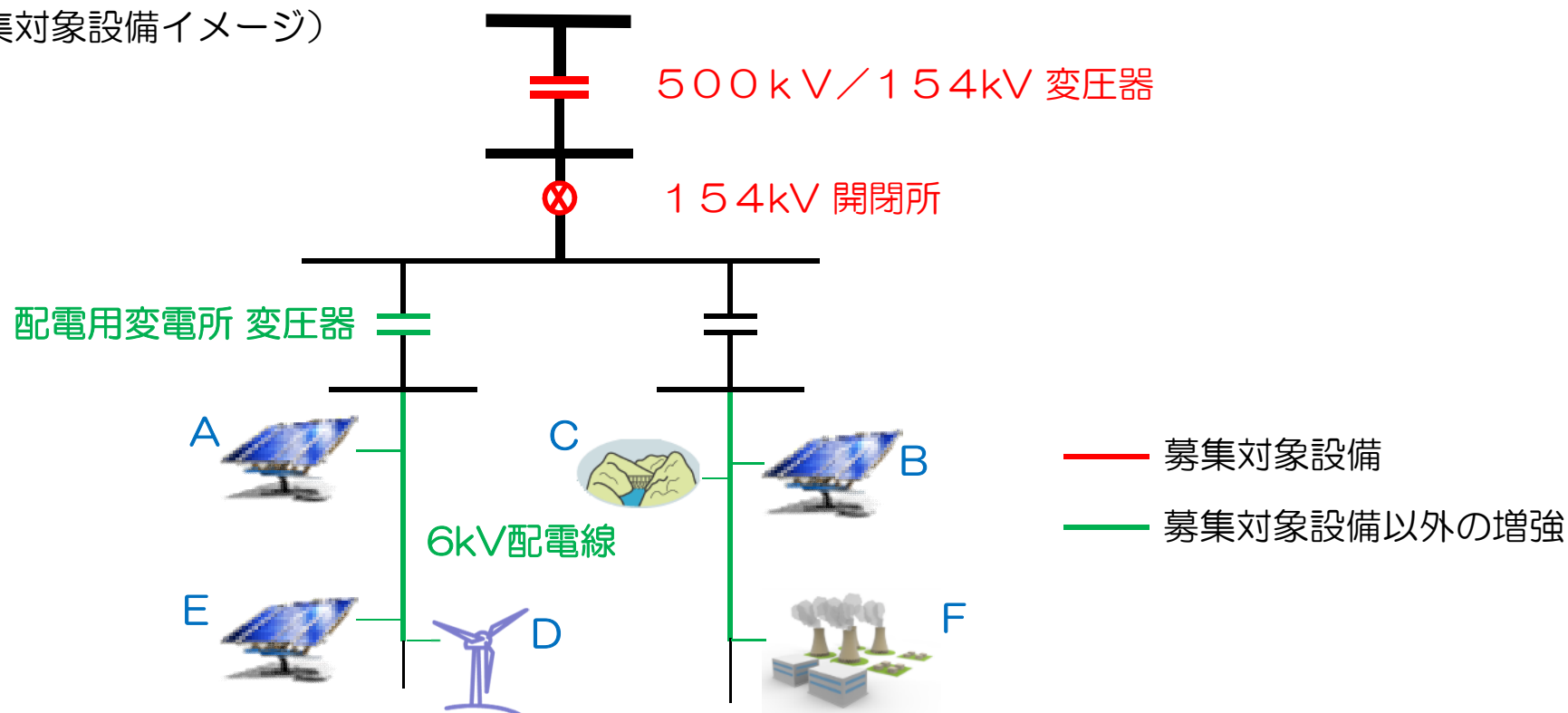
これらルールを踏まえ、募集プロセス開始に必要な当社における検討及び当社が作成した募集要領の電力広域的運営推進機関による確認が完了したため、募集要領を公表(平成27年12月25日)

平成28年1月12日より系統連系を希望される事業者さまより応募受付開始

■ 電源接続案件募集プロセスとは・・・

- 電力広域的運営推進機関の指針に基づき、複数の事業者さまの工事費負担金の共同負担によって系統増強を行う手続き。
- 電源接続案件募集プロセスは、当社の接続検討回答にて必要要件を満たす事業者さまからの申込みによって開始。

上位系統の設備増強
(募集対象設備イメージ)



■ 費用負担ガイドラインとは・・・

参考

4

- 「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日、資源エネルギー庁）」の通称。
上位系統の送配電等設備の増強等の費用負担の考え方を規定。
- 従来、FIT電源連系に伴う上位系統の増強費用は「起因者(発電事業者)」の負担であったが、本ガイドラインは「発電事業者と一般電気事業者の双方の受益割合によって負担」することを規定。

＜費用負担の考え方＞

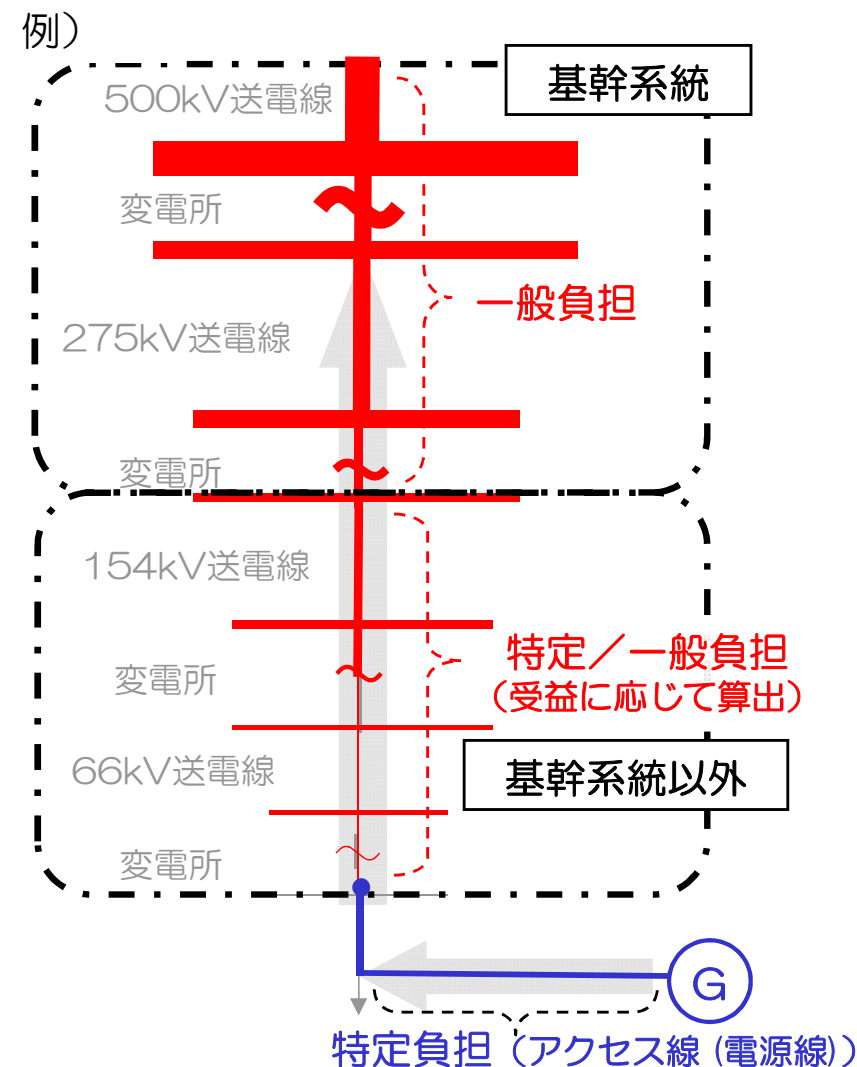
1. 特定負担額・一般負担額の算出

- (1) **基幹系統**については、原則として**一般負担**
- (2) **基幹系統以外**については以下の観点から**特定／一般負担額を算定**
 - (a) 設備更新による受益
 - (b) 設備のスリム化による受益
 - (c) 供給信頼度等の向上による受益

2. 一般負担の限界

電力広域的運営推進機関が指定する基準額を超えた額については、特定負担

※ 適用範囲は、アクセス線（電源線）以外の電力系統設備の増強費用



■ 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは・・・

平成27年4月1日に設立された認可法人。

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的に設立。

（電力託送供給などに係る業務の基本的なルールを定め、かつ各事業者の業務について指導・勧告も行う機関）

■ 一般負担および特定負担とは・・・

特定負担：工事費総額のうち発電事業者さまが負担する工事費。

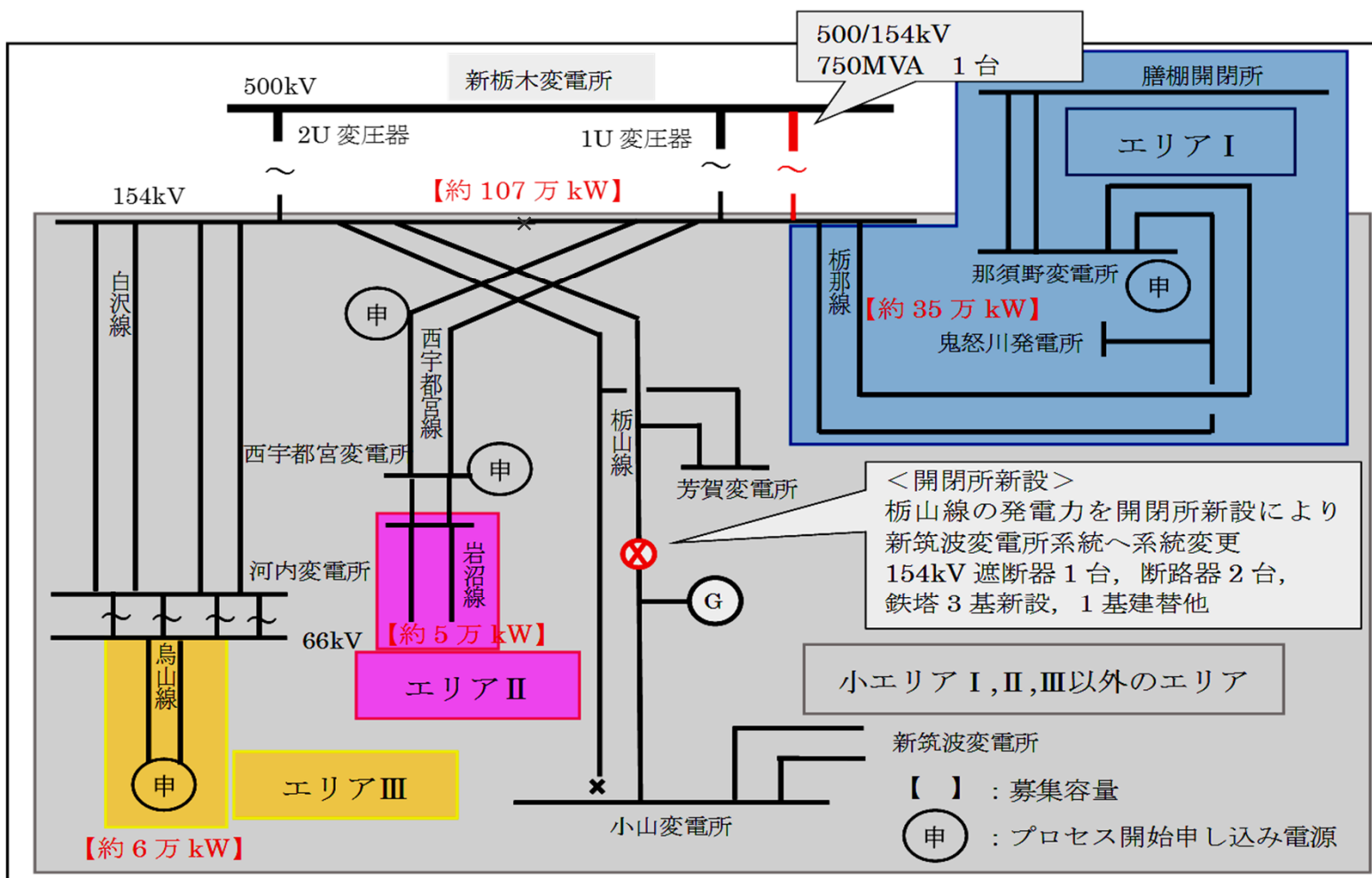
一般負担：特定負担以外で電力会社が負担する工事費。

（電力託送費を通じて広く電気をご使用のお客さまにご負担いただく費用。）

2. 募集対象となる送電容量対策工事

『154kV栃山線開閉所新設工事、新栃木変電所500/154kV変圧器増設工事』

- 154kV栃山線開閉所を新設し、新栃木変電所に流れ込む発電力を新筑波変電所に切替
- 新栃木変電所に500/154kV変圧器（容量 750MVA）を1台増設し、受け入れ容量を増加



[総工事費]

約3,480百万円(税抜き)

[完了時期]

平成33年度目途

[対策工事による連系可能量]

約107万kW

ただし、

エリア I : 約35万kW

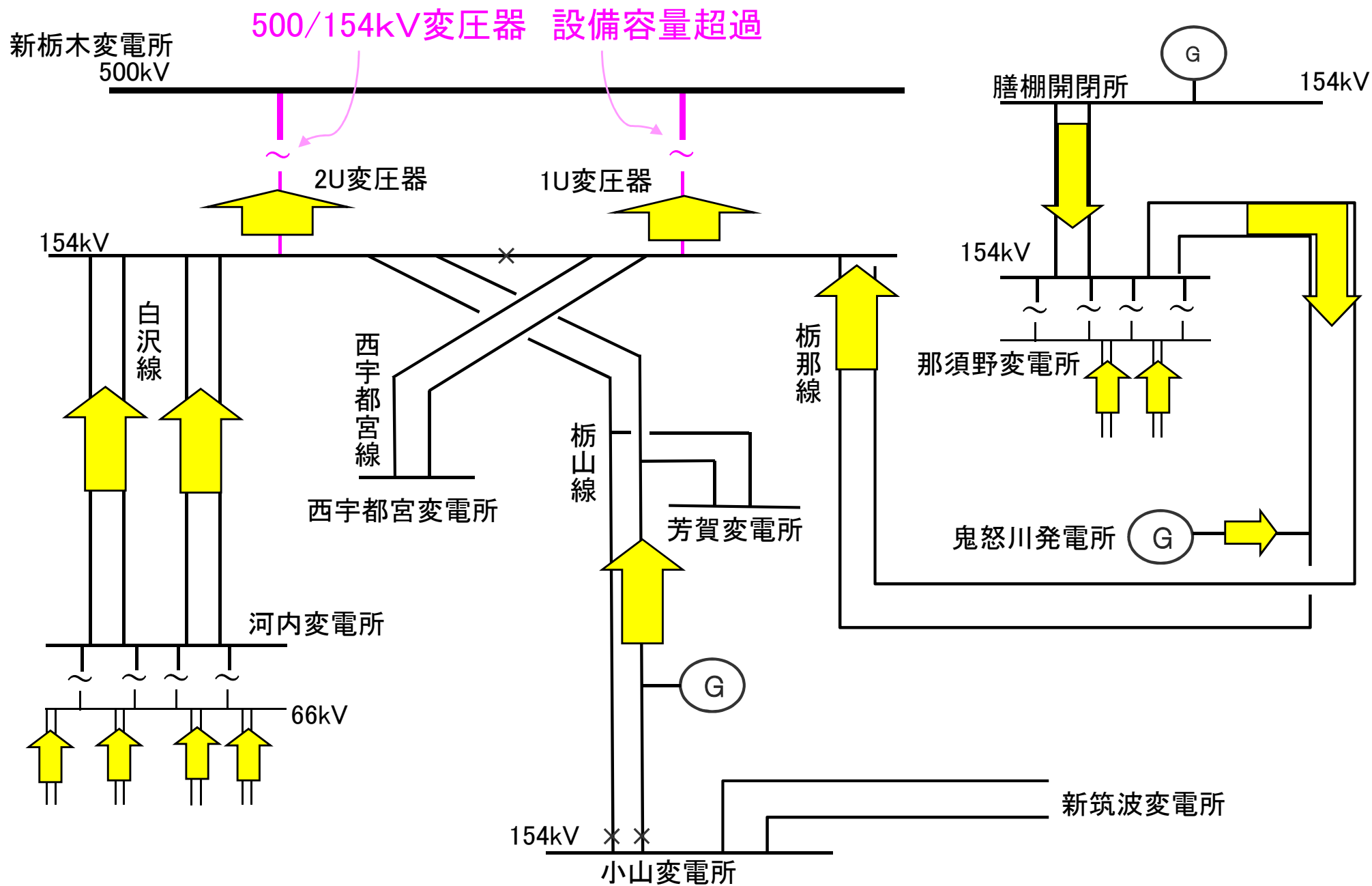
エリア II : 約 5万kW

エリア III : 約 6万kW

【参考】 2. 募集対象となる送電容量対策工事

7

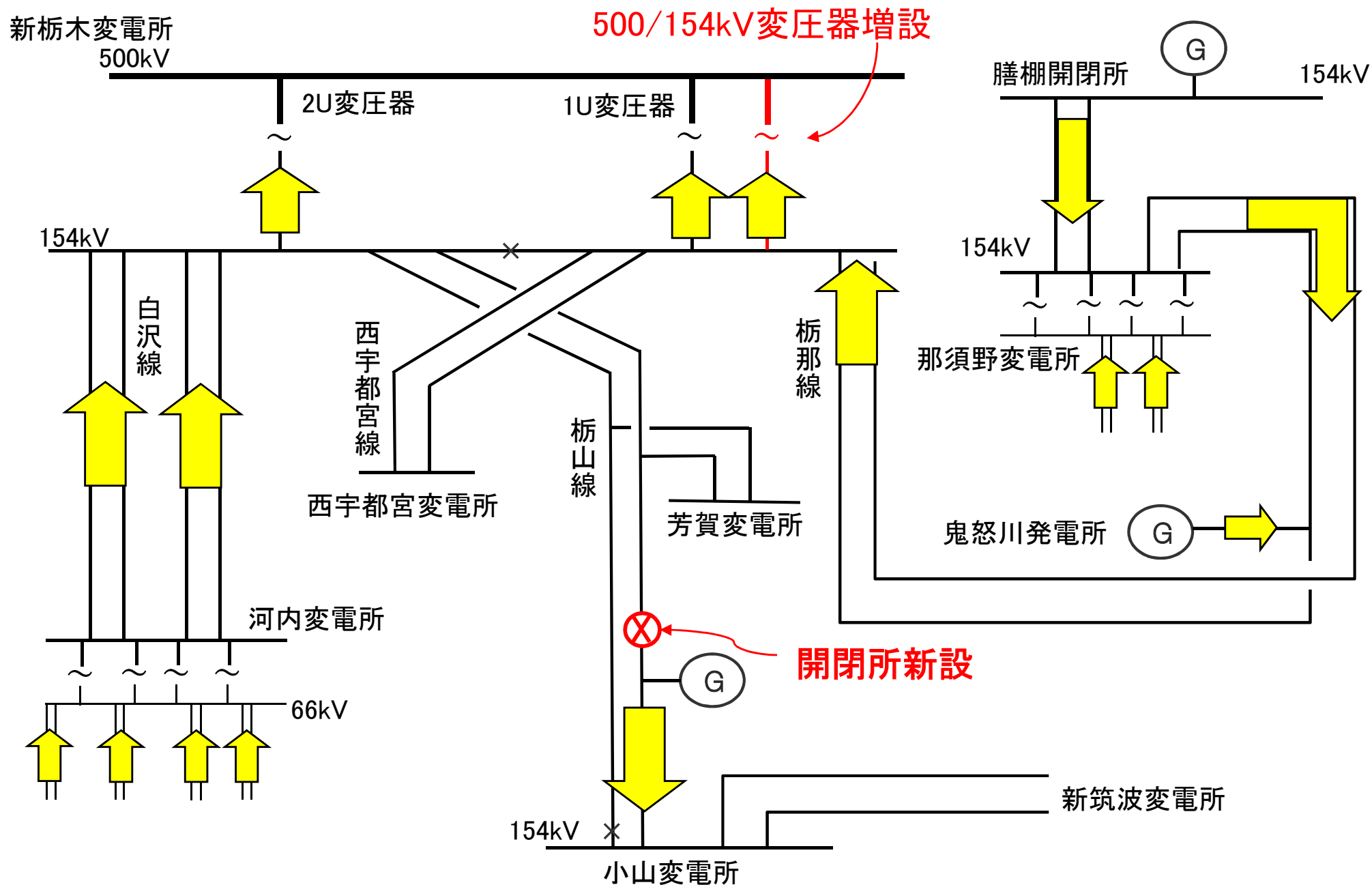
【栃木北部・中部エリア 対策前】



【参考】 2. 募集対象となる送電容量対策工事

8

【栃木北部・中部エリア 対策後】



開閉所とは・・・

送電線を流れる電気を分断、または接続を容易に出来るよう開閉機器を集合させた設備です。

(下の写真は、66kV設備です。今回154kV設備となるため機器の大きさは大きくなります)



変圧器とは・・・

電圧を変換する機器です。

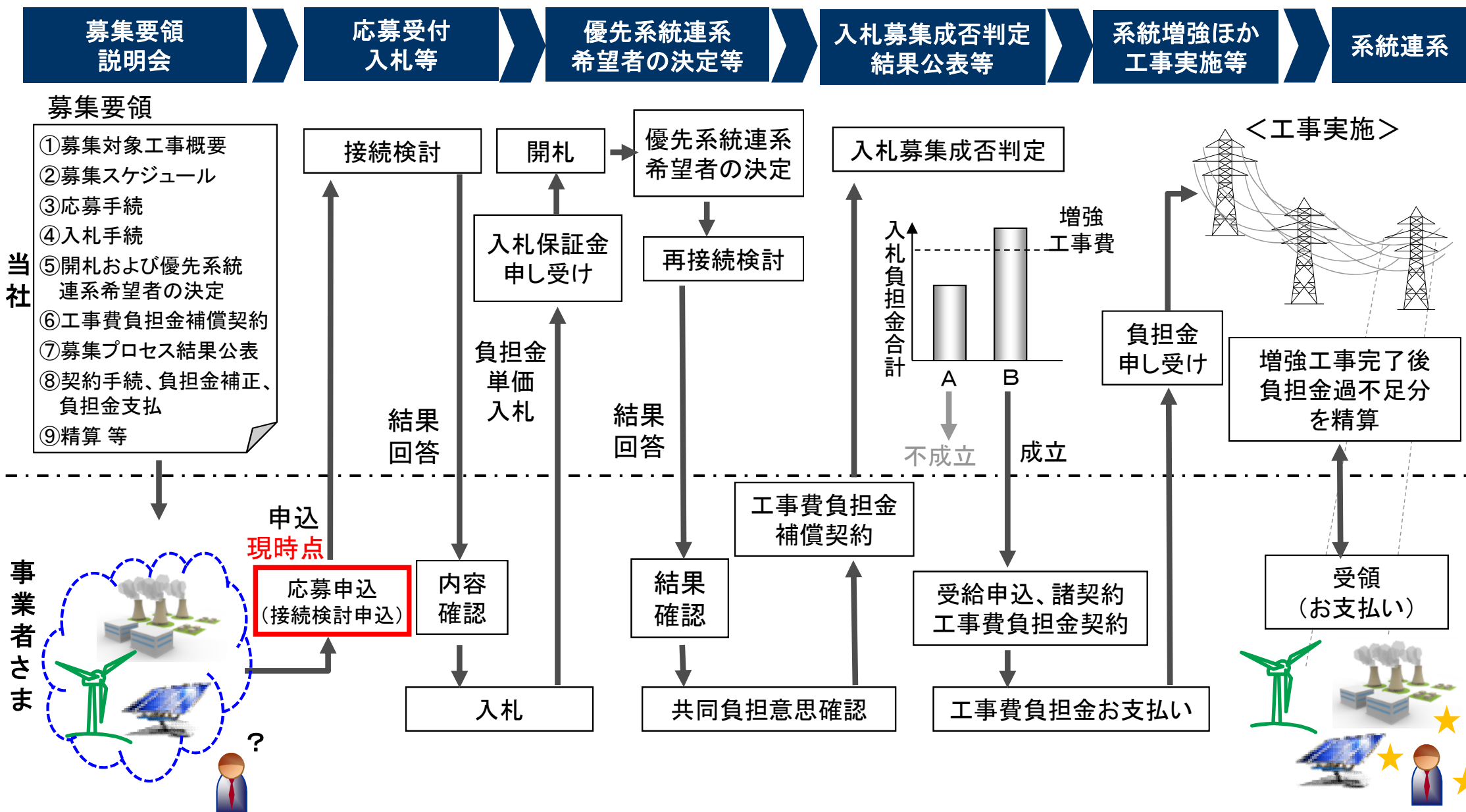
- ・ 高い電圧から低い電圧へ
- ・ 低い電圧から高い電圧へ



3. 電源接続案件募集プロセスの概要

10

電源接続案件募集プロセス概要フロー



※ 優先系統連系希望者：募集容量範囲内の系統連系優先順位の入札者のこと

電源接続案件募集プロセススケジュール

スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性があります

平成27年12月25日	募集要領の公表
平成28年1月12日	応募の受付開始
平成28年1月26日,29日	説明会の開催
平成28年2月12日	応募の受付締切 応募書類の内容確認
平成28年2月19日頃	接続検討の開始
平成28年5月中旬頃	接続検討結果の回答 入札の受付開始
平成28年6月上旬頃 ～中旬頃	入札の受付締切 入札保証金の振込み期限 開札、優先系統連系希望者の決定(必要により抽選) 再接続検討の開始
平成28年8月中旬頃	再接続検討結果の回答
平成28年8月下旬頃 ～10月上旬頃	再接続検討結果を踏まえた共同負担意思の確認 工事費負担金補償契約の締結 電源接続案件募集プロセスの完了、結果公表

① 募集対象

高圧または特別高圧の送電系統に連系する発電設備等の設置を希望される事業者さま

注) 平成25年度までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に定める認定を受けた再生可能エネルギー発電設備で同一事業地における50kW以上の設備を、50kW未満の設備に分割したものを含みます。

② 募集対象工事費用

新費用負担ルールにおける特定負担

約140百万円 [税抜き]

(総工事費との差額 3,340百万円[税抜き]は一般負担)

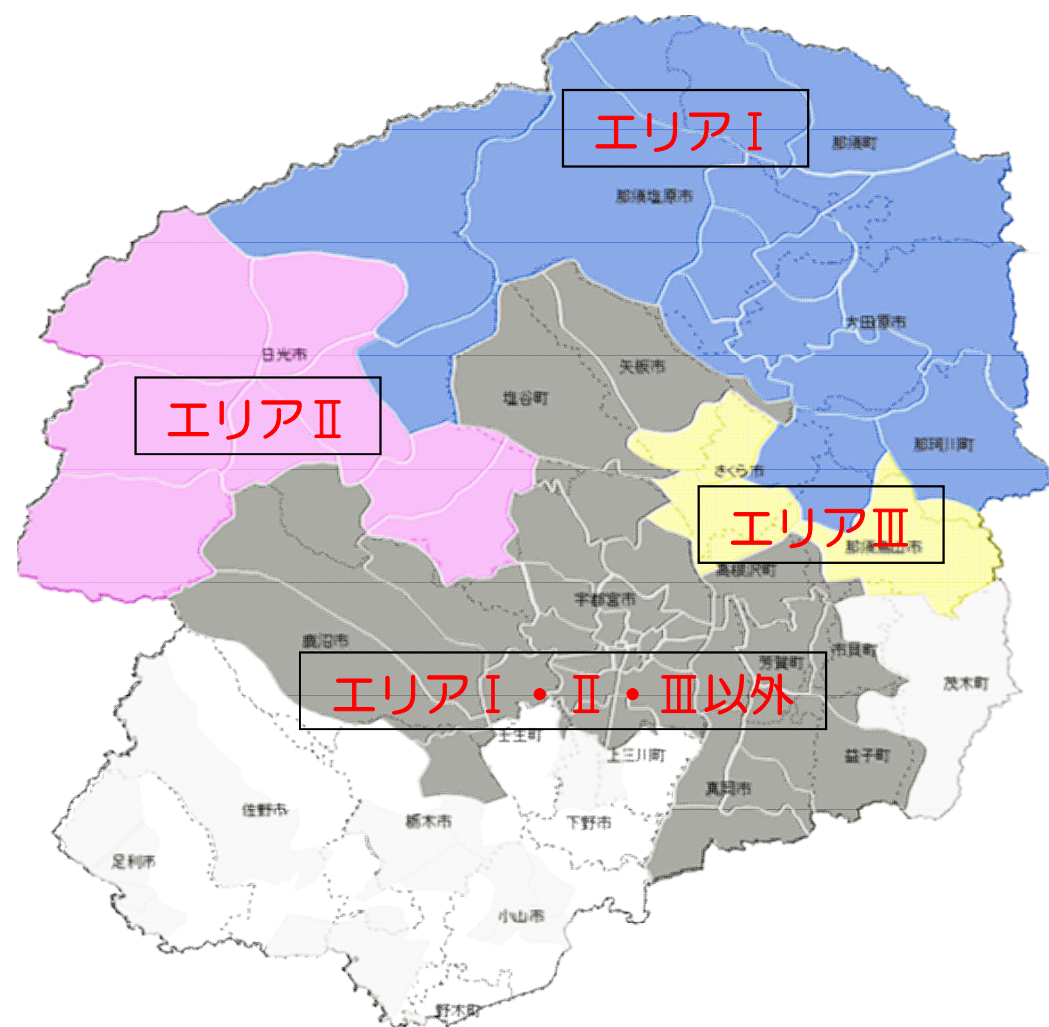
[参考] 旧費用負担ルールにおける特定負担 約3,480百万円 [税抜き]

③ 募集容量と募集エリア

- 募集容量 107万kW
- 募集エリアには、制約箇所を考慮し、小エリアを設定

3. 電源接続案件募集プロセスの概要

13



募集エリア	主な対象地域	募集容量
	小エリア	
		合計 107万kW
エリアⅠ	宇都宮市の一部、栃木市の一部、鹿沼市の一部、日光市の一部、真岡市の一部、大田原市の一部、矢板市の一部、那須塩原市の一部、さくら市の一部、那須烏山市の一部、下野市の一部、河内郡の一部、芳賀郡の一部、下都賀郡の一部、塩谷郡の一部、那須郡の一部	35万kW
エリアⅡ	日光市の一部、大田原市の一部、矢板市の一部、那須塩原市の一部、さくら市の一部、那須烏山市の一部、塩谷郡の一部、那須郡の一部	5万kW
エリアⅢ	宇都宮市の一部、鹿沼市の一部、日光市の一部、塩谷郡の一部	6万kW

※ 募集エリアのうち、エリアⅠ,Ⅱ,Ⅲに示す地域に系統連系が集中した場合は、入札対象設備の増強工事のほかに長期間に亘る対策工事（約10～15年）が必要となることがあります。
そのため、エリアⅠ,Ⅱ,Ⅲを小エリアとして募集容量を設定いたします。

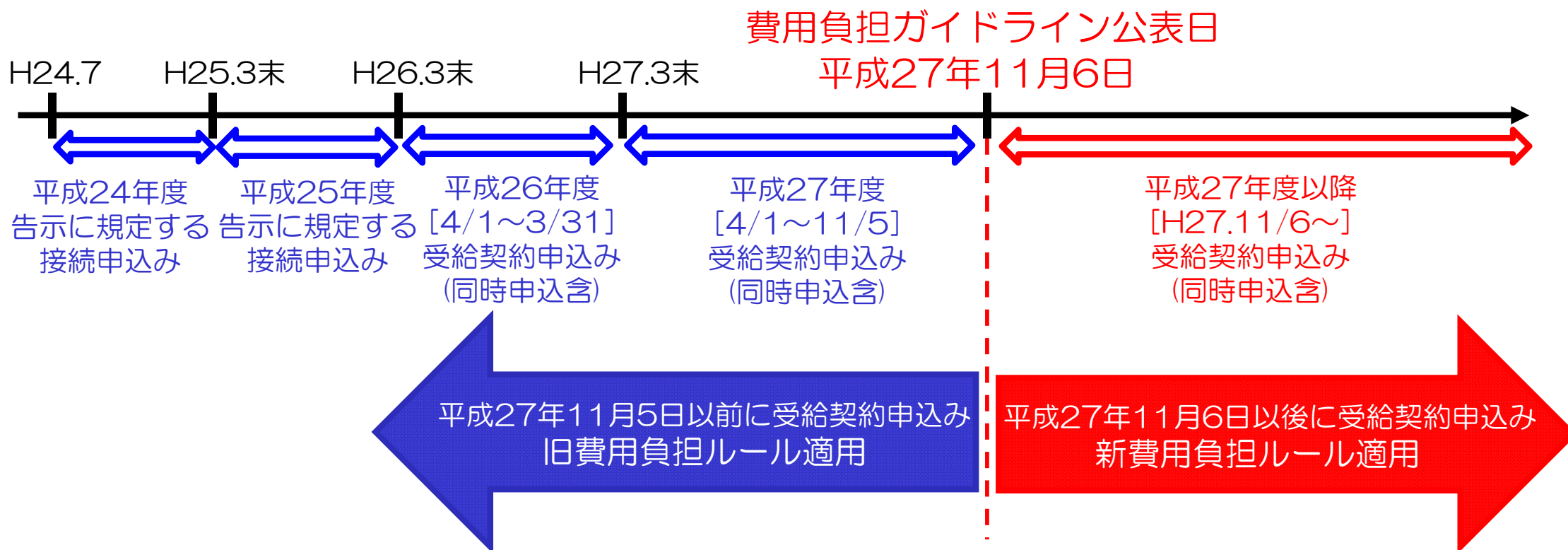
④ 新・旧費用負担ルールの適用について

(1) 新・旧費用負担ルール適用

「費用負担ガイドライン公表後の受給契約申込者」 ⇒ 新費用負担ルールを適用

「費用負担ガイドライン公表前の既受給契約申込者」 ⇒ 旧費用負担ルール適用の選択可※

※ ただし新費用負担ルール適用時は、既受給契約申込みを取り下げたことと見なし、新たに受給契約申込みを提出いただきます。



新・旧費用負担ルールと再エネ固定買取単価の扱い

費用負担ガイドラインの扱い

再エネ固定買取単価の扱い

新規
受給契約申込

(平成27年11月6日
以降に提出)

受給契約申込
提出済

(平成27年11月5日
以前に提出)

応募者の希望に
より選択可能

(原則、入札時に決定)

新費用負担
ガイドラインを
適用

旧費用負担
ガイドラインを
適用

以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・募集プロセス完了後、契約締結時期
(平成28年度目途)

○平成24年度～平成26年度
以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・提出済みの契約申込書
(平成24、平成25年度の告示含む)

○平成27年度(～平成27年11月5日)
以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・募集プロセス完了後、契約締結時期
(平成28年度目途)

(2) 最低負担金単価（最低入札単価）

- 新費用負担ルール適用者

新費用負担ルールにおける特定負担額を募集容量で除した単価

[参考値： 140円/kW（税抜き）]

- 旧費用負担ルール適用者

新費用負担ルール適用者の最低負担金単価＋新費用負担ルールにおける一般負担単価 ※

[参考値： 3,260円/kW（税抜き）]

(3) 入札による系統連系優先順位の決定方法

新費用負担ルール適用者の入札負担金単価、旧費用負担ルール適用者の補正後単価を比較し、単価が高い順に系統連系優先順位を決定

- 新費用負担ルール適用者：入札負担金単価

- 旧費用負担ルール適用者：補正後単価

（補正後単価 ＝ 入札負担金単価 － 新費用負担ルールにおける一般負担単価 ※）

※ 新費用負担ルールにおける一般負担単価とは・・・

新費用負担ルールにおける一般負担額[円]／募集容量（増強規模）[kW]

[参考値： 3,120円/kW（税抜き）]

3. 電源接続案件募集プロセスの概要

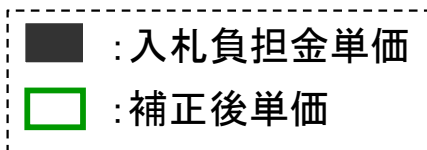
参考

17

- ・ 新ルール適用者A、B と 旧ルール適用者C、D が入札した場合の優先系統連系希望者決定方法を例示。
(新費用負担ルールにおける一般負担単価：3,120円/kW)

入札負担金単価		系統連系優先順位
新ルール	 A 500円/kW → 500円/kW	優先順位 3
	 B 1,000円/kW → 1,000円/kW	優先順位 2
旧ルール	 C 3,500円/kW → $3,500 - 3,120 \text{円/kW} = 380 \text{円/kW}$	優先順位 4
	 D 4,500円/kW → $4,500 - 3,120 \text{円/kW} = 1,380 \text{円/kW}$ 補正後単価	優先順位 1

【募集容量 $\geq$ 入札容量 の場合】



(4) 入札の成立条件：① + ② + ③ ≥ ④ を満たす場合

- ①：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「入札負担金単価×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち旧費用負担ルール適用者の「補正後単価×最大受電電力」の合計
- ③：没収された入札保証金の合計
- ④：新費用負担ルールにおける特定負担額

- ・ 前の例では、黄色枠内の金額に最大受電電力を掛け合わせた金額と没収された入札保証金の合計が、新ルールにおける特定負担額（140百万円）を超えた場合に、入札は成立。

	入札負担金単価		系統連系優先順位
新ルール	 A 500円/kW → 500円/kW	優先順位 3	
	 B 1,000円/kW → 1,000円/kW	優先順位 2	
旧ルール	 C 3,500円/kW → 3,500－3,120円/kW = 380円/kW	優先順位 4	
	 D 4,500円/kW → 4,500－3,120円/kW = 1,380円/kW	優先順位 1	

4. 具体的な手続き

1. 応募申込み

※ 電源接続案件募集プロセスの応募者のみ入札可能

① 提出書類

- ・『応募申込書(募集要領の様式1)』
- ・『接続検討申込書』
- ・『国が発行する設備認定通知書の写し』
(FIT電源に限る)

旧費用負担ルール適用希望者のみ

(a) 当社へ申込済みの契約申込書の写し

または

(b) FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し

様式1

接続検討申込書

応募申込書

株式会社様式101 様式1

国 民 電 力 公 司

印

当社は、貴社が応募する「新エネルギーの供給に関する募集要領」に開示、平成27年11月5日付募集要領を基に、下記の通り応募を希望します。

記

1. 姓 名 (氏 名)	
2. 役 職 (氏 名)	
3. 最大受電電力	
4. 受電設備の設置する土地の 地籍図番(地籍図番号)	
5. 連絡先 (住所) (電話番号) FAX Eメール (上記が記載されている本願の 図印を貼付)	

※ 1. 本願は、新エネルギーの供給に関する募集要領に開示、平成27年11月5日付募集要領を基に、下記の通り応募を希望します。

6. 旧費用負担ルールにおける
工事費負担金算定の希望
(希望される方は□に✓印を
記入してください)

7. 新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金
算定を希望

※ 2. 本願は、新エネルギーの供給に関する募集要領に開示、平成27年11月5日付募集要領を基に、下記の通り応募を希望します。

設備認定写し

〔費用負担ガイドライン公表前(平成27年11月5日以前)に契約申込み等をされた応募者(※1)〕

6. 旧費用負担ルールにおける
工事費負担金算定の希望
(希望される方は□に✓印を
記入してください)



新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金
算定を希望

[留意事項]

- ・『新費用負担ルールと旧費用負担ルールによる工事費負担金算定の回答を希望』
の場合は当該項目をチェック

② 検討料

216,000円（税込）

- ・ 当社からの請求書を受領後、金融機関窓口にて応募締切日までに振込（なお、接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の応募者については、検討料は不要。
ただし、電源接続案件募集プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込済みの接続検討に対し、個別に回答はしない）

[留意事項]

以下の場合、原則として、応募は無効

- ・ 応募締切りまでに応募申込書類の補正がなされない場合
- ・ 応募締切りまでに検討料が振込されない場合

③ 提出方法

応募書類を持参または郵送（簡易書留等、記録が残るもの）にて提出
（応募申込書を受領後、当社から受付番号を記載した写しを返送）

④ 提出場所（6. 書類提出先・お問い合わせ 参照）

- 売電先が東京電力の場合

東京電力(株) 栃木総支社、栃木北支社、栃木南支社
お客さまサービスグループ

- 売電先が東電以外または未定の場合

東京電力(株) ネットワークサービスセンター

⑤ 応募期間

平成28年1月12日（火）～平成28年2月12日（金）

※ 持参の場合の受付時間は、平日9時～12時 および 13時～16時

※ 郵送の場合は、平成28年2月8日（月）までの消印有効

2. 接続検討の実施

- 応募受付締切後、全応募者を対象に当社にて接続検討を実施。
- 検討期間は3ヶ月

3. 接続検討結果の回答

- 対象募集エリア、応募受付件数、応募容量、工事費負担金を回答
- 工事費負担金は、以下の合計額を回答

- a. 入札対象工事
- b. アクセス線（電源線）工事
- c. 変電所・バンク逆潮流対策工事
- d. その他供給設備工事

各負担金の対象設備は
後述する P.34, 35を
ご参照ください。

※上記（a）は、総工事費のうち特定負担分とします。

※上記（b）（d）は、発電設備が単独で連系する場合の工事費負担金と、他の応募者と供給設備を共用する場合の工事費負担金をご回答します。

※上記（c）は、すべての応募者が連系することを前提としてご回答します。

4. 具体的な手続き

24

4. 入札書の提出

① 提出書類

- 『入札書(電源接続案件募集プロセス様式2-1)』
- 『入札申込書(電源接続案件募集プロセス様式2-2)』

[留意事項]

- 押捺の印鑑は、『応募申込書』と同一

旧費用負担ルール適用希望者のみ

- 『申込み済みの契約申込みと旧費用負担ルールの適用を希望』の場合は当該項目をチェック

[費用負担ガイドライン公表前(平成27年11月5日以前)に契約申込み等をされた応募者(※1)]

5. 契約申込み等の維持の希望
(希望される方は口に✓印を記入してください)

☒ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望
(※2)

様式2-1

平成 年 月 日

入札書

東京電力株式会社 御中

住所
会社名
代表者氏名

印

当社は、貴社が主宰する「群馬県南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関する当社の下記応募について、平成27年12月25日付募集要綱を承認の上、本様式を記入し提出していただきます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	1キロワットあたり 円 (最低入札単価: ●●●円/kW)
3. 入札保証金額	円 (入札負担金単価 円/kW × 最大受電電力 kW × 5% + 消費税等相当額)
4. 連絡先	担当者名 住所 電話 FAX E-mail

5. 契約申込み等の維持の希望
(希望される方は口に✓印を記入してください)

☒ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望 (※2)

(※1) 当該項目は、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み(同時申込みおよび平成24、25年度におけるE1丁法に係る告示に規定する接続申込みを含む)をされた系統連系希望者のみ対象となります。
(※2) 既に提出している契約申込み等の維持及び旧費用負担ルールの適用を希望されない場合は、既に提出いただいている契約申込み(同時申込み及びE1丁法に係る告示に規定する接続申込みを含む)は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールの適用されます。

② 提出場所

接続検討回答時に連絡(平成28年6月頃予定)

③ 受付期間

接続検討回答時に連絡(平成28年6月頃予定)

④ 提出方法

- ・ 応募書類を持参または郵送(簡易書留等、記録が残るもの)にて提出
- ・ 二重封筒(中封筒と外封筒)で提出。
(当社は、外封筒を開封し、必要事項を確認の上、受領証を発行)

(1) 中封筒

(おもて)

入札書在中

- ・ 応募申込時の受付番号
- ・ 開札日

おもてに以下を記載
「入札書在中」
「応募申込時の受付番号」
「開札日(別途お知らせ)」

(うら)

印
印
印

入札書を入れて封印

(2) 外封筒

入札書を封入した中封筒と入札申込書を入れ、「入札申込書在中」と記載の上、封緘してください。(おもて)

「入札申込書在中」と記載

東京電力株式会社
支社グループ 行

入札申込書在中

● 県
● 市
● X
● X
● X
● X

中封筒

入札申込書
(様式2-2)

中封筒と入札申込書を封入

4. 具体的な手続き

⑤ 入札保証金

以下のいずれか高い方

- ① 入札負担金単価 [円 / kW] × 最大受電電力 [kW] × 5% + 消費税等相当額
- ② 20万円 + 消費税等相当額 (216,000円)

(1) 振込み方法と期限

接続検討回答時に連絡 (平成28年6月頃予定)

(2) 入札保証金の取扱い

(a) 優先系統連系希望者の入札保証金

- 募集プロセスが成立した場合
 - ・ 当該事業者が負担する工事費負担金に充当
- 募集プロセスが不成立であった場合
 - ・ 募集プロセス完了後、返金

(b) 非優先系統連系希望者の入札保証金

- 募集プロセスの完了後、返金

○上記（a）（b）にかかわらず、入札者が募集プロセスを辞退した場合、入札保証金を没収（ただし以下の場合を除く）

- 再接続検討回答における工事費負担金(入札対象工事を除く)が、接続検討回答における工事費負担金(入札対象工事を除く)を超過することを理由に辞退した場合
- 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

（3）入札者から没収した入札保証金の取扱い

（a）募集プロセスが成立した場合

入札対象工事費に充当

（b）募集プロセスが不成立となった場合

募集プロセスの完了後、入札申込書に記載の口座に返金

[留意事項]

以下の場合、原則として、入札は無効

- 振込期限までに振込みがない場合
- 入札保証金が不足の場合

5. 優先系統連系希望者の決定

- 開札は電力広域的運営推進機関の立ち会いのもと公正に実施
- 新ルール適用者は入札負担金単価、旧ルール適用者は補正後単価が高い順に、全入札者の系統連系の優先順位を決定
(補正後単価 = 入札負担金単価 - 新費用負担ルールにおける一般負担単価)
- 募集容量範囲内の系統連系優先順位の入札者を優先系統連系希望者に決定
- 入札負担金単価（新ルール適用者は入札負担金単価、旧ルール適用者は補正後単価）が同一の場合は、抽選により優先順位を決定

[留意事項]

発電場所が重複する場合、その状況をお知らせしますので各事業者さま間調整を行って下さい。調整が見つからない場合、募集プロセスを辞退したものとして取り扱います。当社は調整に関する仲介、あっせんを行いません。発生した損害の補償も行いません。

6. 募集プロセスの成立条件

- P.19をご参照ください。

7. 再接続検討の実施

- 優先順位に基づき再度接続検討を実施
- 工事費負担金は、以下の合計額を回答
 - a. 入札対象工事
 - b. アクセス線（電源線）工事
 - c. 変電所・バンク逆潮流対策工事
 - d. その他供給設備工事

各負担金の対象設備は
後述する P.34, 35を
ご参照ください。

※ 優先順位に基づき、アクセス線（電源線）、その他供給設備の空容量を
超過する優先系統連系希望者が負担

8. 再接続検討結果の回答

- 再度接続検討結果を優先系統連系希望者に回答

4. 具体的な手続き

9. 共同負担意思確認書の提出

- 再接続検討回答書の発送日から15営業日以内に共同負担意思確認書を提出
- 連系を希望する場合は、様式3-1を提出
連系を希望しない（辞退する）場合は、様式3-2を提出

共同負担意思確認書

平成 年 月 日

東京電力株式会社 御中

住所
会社名
代表者氏名

当社は、貴社が生ずる「新築再配線エリアにおける電線接続案件募集プロセス」に關し、平成●●●●●日付再
接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話番号	

連系希望する⇒様式3-1

共同負担意思確認書

平成 年 月 日

東京電力株式会社 御中

住所
会社名
代表者氏名

当社は、貴社が生ずる「新築再配線エリアにおける電線接続案件募集プロセス」に關し、以下の理由により、平
成●●●●●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担する意思がないことを表明いたします。
なお、当社は、電線接続案件募集プロセスにおいて「接続が行われていない」旨を「接続検討の申込み、接続申込み
（『1』を提出する旨に）を決定する接続申込み、接続申込みを含む）、応募（入札）が募集になることを承認し、当
社に提出した入札保証金が没収されることと同意をすることがあります。したがって、応募を希望しない場合は、電線接続の
開始における工事費負担金が接続検討の回答における提示額を超過することである場合、及び天災地災、戦争、暴
動、内戦その他不可抗力である場合を除きます。

（工事費負担金を負担しない理由）

連系を希望しない⇒様式3-2

必ずどちらかの様式の提出が必要となります。

[留意事項]

- ・ 期限内に共同負担意思確認書の提出がなかった場合、本募集プロセスを辞退した
ものとして取り扱い、入札保証金を没収、行ったすべての行為は無効
- ・ すべての優先系統連系希望者から、様式3-1が提出された時点で工事費負担金
が確定。
- ・ 辞退等により、募集プロセスの成立条件を満たさなくなった場合、原則として、
その時点で募集プロセスは不成立

10. 工事費負担金補償契約の締結

- 連系を希望する方は、工事費負担金の確定日から10営業日以内に当社が定める工事費負担金補償契約を締結
 - 工事費負担金補償金は、原則として以下の合計額
 - a. 入札対象工事の負担金（入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]）
 - b. アクセス線（電源線）工事のうち共用する設備にかかる負担金
 - c. その他供給設備工事のうち共用する設備にかかる負担金
- 連系を希望しない方は、期日までに辞退書（様式4）を提出

辞退書

東京電力株式会社 様中

〒 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇 〇〇

当社は、都合により、貴社が主催する「東京電力グループにおける電線網整備事業（プロジェクト）」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電線網整備事業（プロジェクト）に関するすべての権利（債権債務の申込み、契約申込み、引当金等の支払）を貴社に譲渡するものとします。同時に、貴社が主催する「東京電力グループにおける電線網整備事業（プロジェクト）」の引当金（入札保証金）を貴社に返還することとなります。

貴社が主催する「東京電力グループにおける電線網整備事業（プロジェクト）」の引当金（入札保証金）を貴社に返還することとなります。

1. 応募申込時の受付番号

2. 連絡先（担当者名、住所、電話番号、Eメール）

様式4

[留意事項]

- ・ 期限内に工事費負担金補償契約が締結できない場合、本募集プロセスを辞退したものと取り扱い、入札保証金を没収、行ったすべての行為は無効
- ・ 一部または全部の方と工事費負担金補償契約を締結できない場合、確定した工事費負担金を無効とし、再度、工事費負担金を再算定
- ・ 募集プロセス成立以降に、辞退等した場合、または契約申込み（電力受給契約申込みもしくは接続供給契約申込等）を取下げた場合は、工事費負担金補償金を申受けます。

11. 募集プロセスの完了

- すべての優先系統連系希望者と工事費負担金補償契約の締結ができた時点で本募集プロセスは成立し、完了
- 募集プロセス成立時点で、非優先系統連系希望者が行ったすべての行為は無効

12. 募集プロセス結果の公表

- 募集プロセス完了後、以下を公表（d、e は募集プロセス成立の場合）
 - a. 電源接続案件募集プロセスの成否
 - b. 応募件数、応募容量
 - c. 入札件数、入札容量、入札総額、平均入札負担金単価
 - d. 優先系統連系希望者の件数、連系容量、入札総額、平均入札負担金単価
 - e. 没収された入札保証金の件数、総額等

13. 契約申込み

- 再接続検討の回答を反映した契約申込書を提出
- 契約申込後、工事費負担金、接続契約（電力受給契約もしくは接続供給契約等）、その他の必要となる契約を当社と締結

[留意事項]

- 当社からの連系承諾後、当社が指定する期日までに工事費負担金契約が当社と締結できない場合には、当社と締結した接続契約、その他の必要となる契約は解除。この場合、工事費負担金補償金等を申し受け、行ったすべての行為は無効。

5. 工事費負担金について

1. 工事費負担金の算定方法

工事費負担金は、以下の工事費の合計額

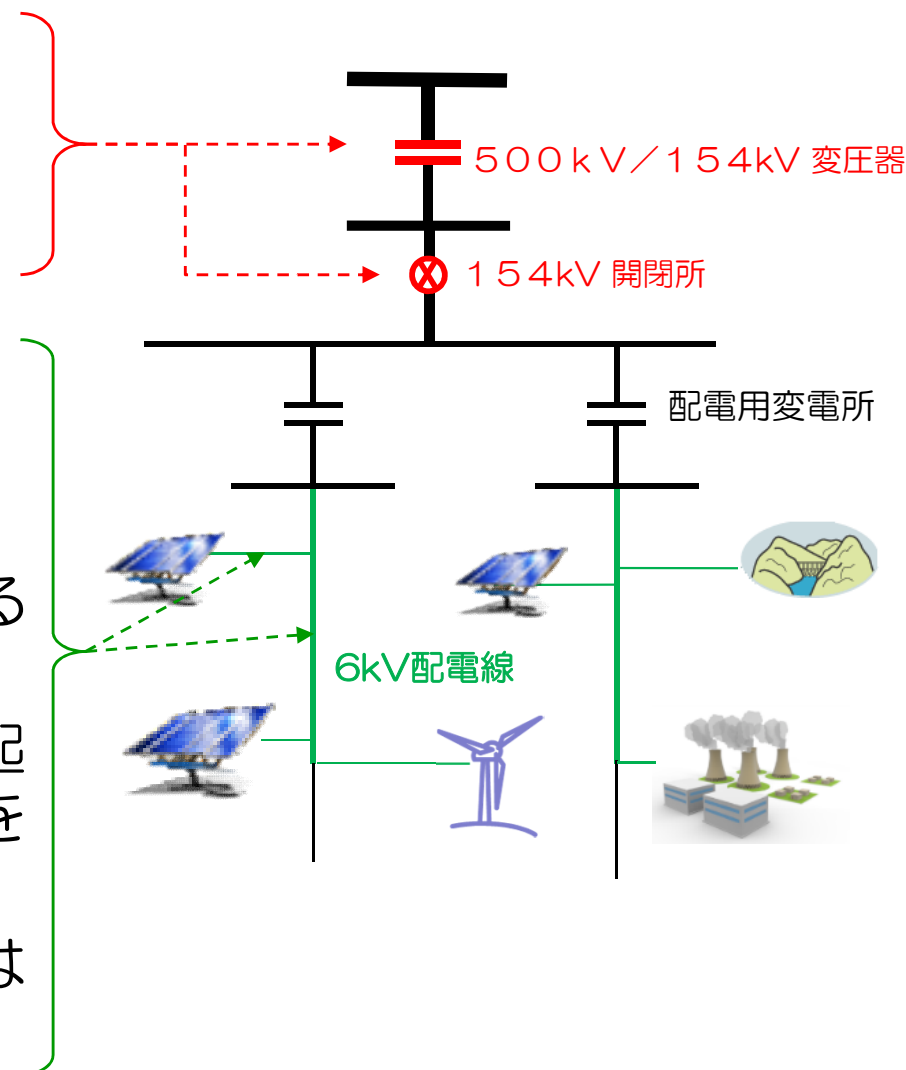
a. 入札対象工事

$$\text{入札負担金} = \text{入札負担金単価} [\text{円} / \text{kW}] \times \text{最大受電電力} [\text{kW}]$$

b. アクセス線（電源線）工事

電源線の新設工事費用または既設設備の対策工事費用

- 新設アクセス線（電源線）は、起因となる方以降の事業者が、新設工事費を負担
- 既設対策の場合は、優先順位に基づき、起因となる方以降の事業者が、対策工事費を負担
- 新設、既設いずれも、共有部分の工事費は最大受電電力比で按分



c. 変電所・バンク逆潮流対策工事

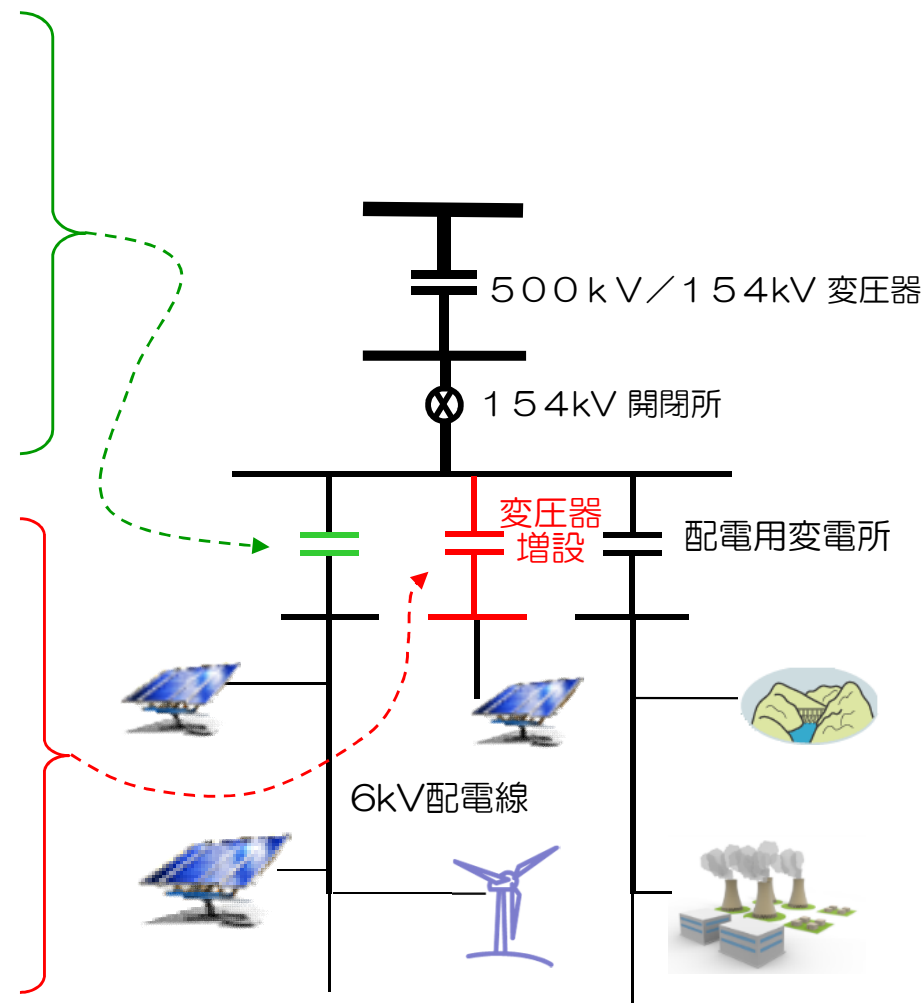
変電所・バンク逆潮流対策工事費用

- 対策が必要な場合、優先順位に基づき、起因となる方以降の契約者が、工事費を負担（1,900円/kW[税抜き]×最大受電電力）

d. その他供給設備工事

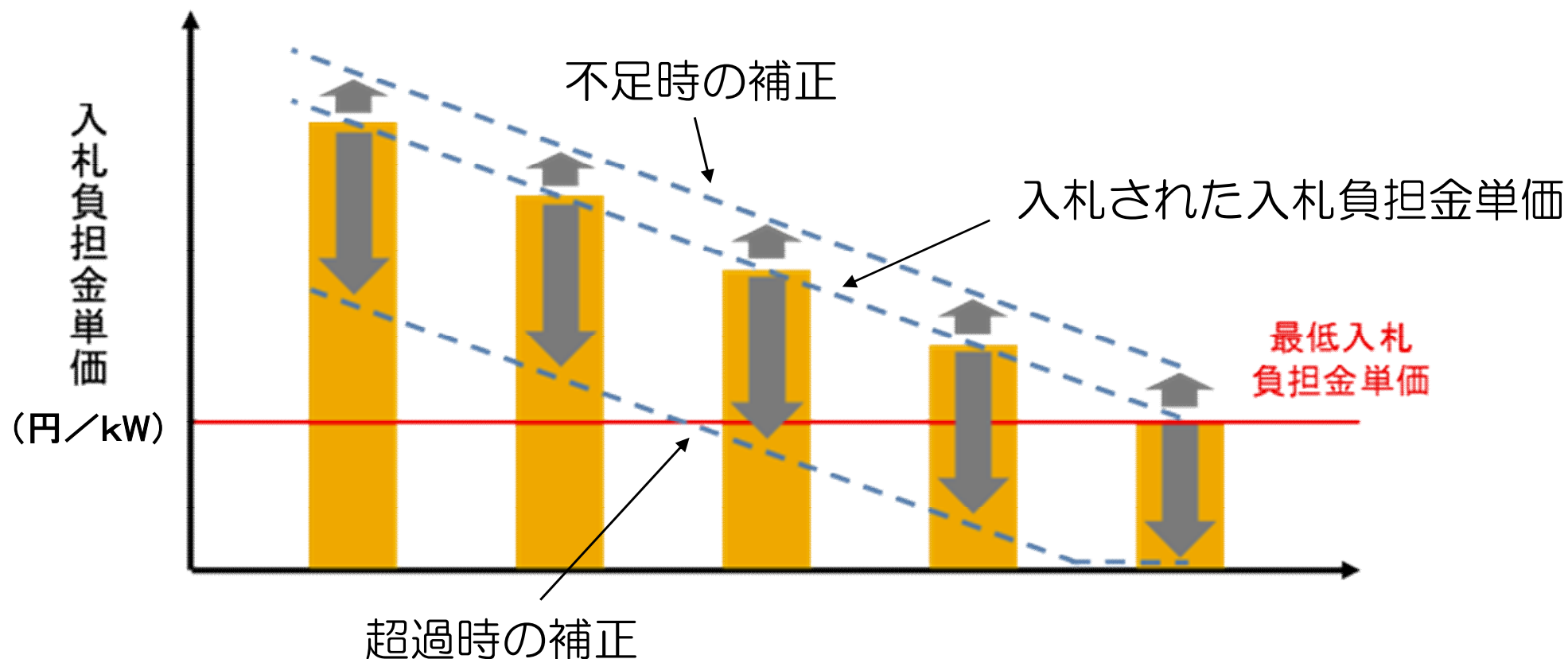
配電用変電所増強など、連系に伴い必要となる供給設備の工事費負担金

- 複数で共有する場合は、優先順位に基づき、起因となる方以降の事業者により、工事費を最大受電電力比で按分



2. 工事費負担金契約

- 契約申込以降、再接続検討回答に基づき工事費負担金契約を締結
- 優先系統連系希望者の入札負担金と没収された入札保証金の合計が新費用負担ルールにおける入札対象工事費を超過または不足する場合には、超過額又は不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象設備の工事費負担金を補正（負担金単価を一律に増減）



3. 工事落成後の精算

- 工事落成後は、確定工事費と負担金との過不足額を精算。
金額は、対象契約者ごとに最大受電電力の比で按分。

4. 入札募集完了後の新規発電設備連系時の精算

- 入札対象工事の落成後、3年以内に新規利用者があった場合は新規利用者から工事費負担金を申し受け、託送供給等約款に準じ各契約者に精算。
- 新費用負担ルールが適用される新規利用事業者から申受ける
入札対象工事の工事費負担金
$$= (\text{新費用負担ルールにおける工事費実費[特定負担分]} - \text{没収した入札保証金}) \times (\text{新規連系容量}) / (\text{既連系容量} + \text{新規連系容量})$$
- 精算は、原則として工事落成後以降、年度毎に1回実施。

6. 書類提出先・お問い合わせ

1. 応募申込書・接続検討申込書提出先

a. 売電先が東京電力の場合

- ・ 栃木北支社 お客様サービスグループ
〒324-0051 栃木県大田原市山の手1-9-14
- ・ 栃木総支社 お客様サービスグループ
〒320-0056 栃木県宇都宮市戸祭1-11-18
- ・ 栃木南支社 お客様サービスグループ
〒323-0022 栃木県小山市駅東通り2-23-25

b. 売電先が東京電力以外または未定の場合

ネットワークサービスセンター

系統連系グループ（特別高圧）、配電系統連系グループ（高圧）

〒116-0016 東京都江東区東陽4-11-38 USCビル1F

2. 入札書・入札申込書提出先

○ 接続検討回答時に、別途お知らせいたします。

3. 問合せ（窓口）

○ 電源接続案件募集プロセスに関するご質問は当社ホームページの以下お問い合わせフォームより承っております。

○ お問い合わせフォーム

<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/nyusatu-j.html>

7. その他留意事項

○提出済みの契約申込み等の取扱い

- ・募集プロセスに応募した場合、原則、既申込み内容（契約申込みおよびF I T法に係る告示に規定する接続申込み）は取下げ扱い（無効）とし、新費用負担ルールを適用。
- ・ただし、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等をした応募者の場合は、入札書において「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択すれば、契約申込み等を維持することが可能（旧費用負担ルールを適用）。
また、応募申込書において、「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択すれば、新・旧両ルールにおける工事費負担金算定額を回答。

○新費用負担ルールにおける一般負担の限界について

- ・新費用負担ルールにおける一般負担額が上限額を超過する場合、超過分は特定負担。
- ・一般負担の上限額は、広域機関で検討中のため、接続検討回答時に通知。

○失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・募集プロセス完了は平成28年10月頃の見込み。
（応募の状況等により変更の可能性あり）
- ・平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、募集プロセス期間中に失効する可能性あり。

以上

(1) 入札における新・旧費用負担ルールの適用

(2) 応募状況に応じた募集対象工事の見直しを予定

募集容量に比べ、応募容量が著しく下回った場合等は、必要により、募集対象工事を見直す。（増強規模の縮小など）

(3) 入札保証金の導入

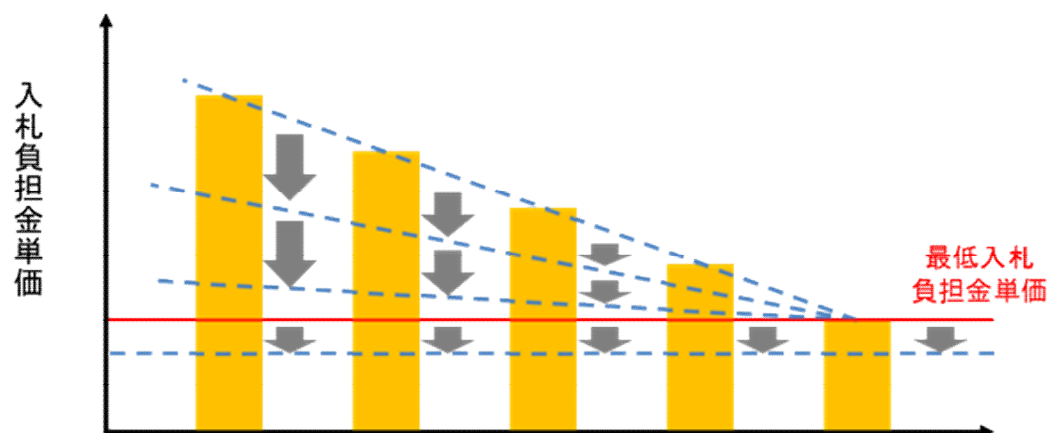
事業者さま都合の辞退による募集プロセス遅延抑制のため、入札時に入札保証金を申し受け、入札以降に辞退される事業者さまから没収する。

入札保証金：入札額の5%＋消費税等相当額、または
20万円＋消費税等相当額 のいずれか高い方の金額

(4) 工事費負担金の補正方法の見直し

入札負担金合計が対象工事費を上回った(下回った)場合の補正方法を最大受電電力按分で減額(増額)する〔単価を一律に下げる(上げる)〕ように見直し。

【見直し前】



【見直し後】

